

令和6年第2回（4月）臨時会

西伊豆町議会会議録

令和6年4月23日 開会

令和6年4月23日 閉会

西伊豆町議会

令和 6 年第 2 回（4 月）西伊豆町臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号（4 月 23 日）

○議事日程.....	3
○本日の会議に付した事件.....	3
○出席議員.....	3
○欠席議員.....	3
○地方自治法第 121 条により説明のため出席した者の職氏名.....	4
○職務のため出席した者.....	4
○開会宣告.....	5
○開議宣告.....	5
○議事日程説明.....	5
○会議録署名議員の指名.....	5
○会期の決定.....	6
○承認第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	6
○承認第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	8
○議案第 32 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	10
○動議の提出.....	22
○発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	31
○閉会宣告.....	31
○署名議員.....	33

西伊豆町告示第53号

令和6年第2回西伊豆町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和6年4月17日

西伊豆町長 星 野 淨 晋

1 期 日 令和6年4月23日

2 場 所 西伊豆町役場 議場

3 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めることについて（西伊豆町税条例等の一部を改正する条例）
- (2) 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第1号））
- (3) 令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第2号）
- (4) 西伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条例案について

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（１０名）

１番 松 田 貴 宏 君

３番 仲 田 慶 枝 君

５番 芹 澤 孝 君

７番 山 田 厚 司 君

９番 堤 和 夫 君

２番 浅 賀 元 希 君

４番 堤 豊 君

６番 高 橋 敬 治 君

８番 西 島 繁 樹 君

１０番 増 山 勇 君

不応招議員（なし）

令和6年第2回（4月）臨時町議会

（第1日 4月23日）

令和6年第2回（4月）西伊豆町議会臨時会

議 事 日 程（第1号）

令和6年4月24日（火）午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（西伊豆町税条例等の一部を改正する条例）

日程第 4 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第1号））

日程第 5 議案第32号 令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第2号）

日程第 6 発議第 2号 西伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条例案について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番 松 田 貴 宏 君

2番 浅 賀 元 希 君

3番 仲 田 慶 枝 君

4番 堤 豊 君

5番 芹 澤 孝 君

6番 高 橋 敬 治 君

7番 山 田 厚 司 君

8番 西 島 繁 樹 君

9番 堤 和 夫 君

欠席議員（1名）

10番 増 山 勇 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	星野 淨 晋 君	副町長	高木 光 一 君
教育長	鈴木 秀 輝 君	総務課長	村松 圭 吾 君
まちづくり 戦略課長	長島 司 君	産業振興課長	渡邊 貴 浩 君
窓口税務課長	高橋 昌 子 君	建設課長	久保田 寿之 君
会計課長	森 健 君	教育委員 会 長 事務局	朝倉 通 彰 君

職務のため出席した者

議会事務局長	佐野 浩 正	書記	堤 浩 之
--------	--------	----	-------

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（堤 豊君） 皆さん、おはようございます。

申し上げます。

10番、増山勇君から本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

ただいま出席している議員は9名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和6年第2回西伊豆町議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長（堤 豊君） 直ちに本日の会議を開きます。

質問、答弁は的確に分かりやすく、要領よく行ってください。

また、発言される方は、マイクのランプがついていることを確認後マイクを近づけて発言されるようお願いするとともに固有名詞などには十分注意して発言してください。

◎議事日程説明

○議長（堤 豊君） 本日の議事日程及び本臨時会に、地方自治法第121条の規定によって出席を求めました者の名簿はお手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（堤 豊君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、

6番、高橋 敬治 君。

7番、山田 厚司 君を指名します。

◎会期の決定

○議長（堤 豊君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日の1日限りと決定しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第3、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 承認第2号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

専決の内容につきましては、西伊豆町税条例の一部を改正する条例を専決したものでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしく承認のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 窓口税務課長。

○窓口税務課長（高橋昌子君） それではただいま提案されました、承認第2号専決処分の承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。

本件につきましては、上位法令であります。地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日から施行されることに伴い西伊豆町税条例の一部を改正する条例を3月31日公布、4月1日に施行することについて地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をさせていただきましたが、その内容について同条第3項の規定に基づき報告させていただきます。その報告をさせていただき承認をお願いするものでございます。承認第2号をめぐっていただきまして、2枚目が専決第2号、令和6年3月31日の専決処分書でございます。さらに1枚めぐっていただきますとここから西伊豆町税条例

の一部を改正する条例の改正分でございます。改正文は1ページから12ページまでございましてこの改正文により、既存の上程条例を改めます。

次に、13ページから新旧対照表になっておりまして41ページまでとなっております。この新旧対照表は左側が現行条例、右側が改正案で改正箇所をアンダーラインで示しております。なお、この改正文及び新旧対照表につきましては総務省自治税務局から示された法令改正の事例に倣ったものでございますので、改正文及び新旧対照表、並びに法令改正に伴う字句訂正や項ずれ等に対応するものは割愛させていただきまして、専決承認第2号資料により説明をさせていただきます。では資料をご覧ください。個人住民税に関する改正でございます。デフレ完全脱却のための総合経済対策において、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するための一時的な措置として、令和6年度分の個人住民税1万円の減税を行うこととなりました。具体的には納税者、合計所得金額1,805万円の5万円超の高額所得者は対象外となります。及び、配偶者を含めた扶養親族1人につき令和6年度分の個人住民税1万円の減税を行うものです。個人住民税においては、令和6年度限りただし、一部令和7年度の措置として、定額減税の仕組みを設け個人住民税所得割額から控除することとされました。この措置としての減収については、地方特別交付金により全額国費で補填されます。最後に施行日でございますが、令和6年4月1日から施行します。ただし、固定資産税関係の規定の一部は令和7年4月から施行するものでございます。

以上簡単ではございますが、説明をさせていただきました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

質疑いかがですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて。

ついては、原案のとおり承認することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって承認第2号は、原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第4、承認第3号、専決処分の承認を求めることを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 承認第3号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしく承認のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） それでは承認第3号について説明させていただきます。

1枚お開きください。専決第3号、専決処分書。令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第1号）についてご説明します。

補正予算書1ページをご覧ください。今回の補正は、過日全協でお話しさせていただいた仁科認定こども園給食室の空調設備の改修工事に係る補正でございます。歳入歳出総額にそれぞれ130万円を追加し、総額を76億1,230万円とさせていただいたものです。

2ページをお願いします。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額の順に朗読いたします。18款繰入金、1項繰入金ともに130万円。歳入合計に130万円を追加し、76億1,230万円としたいものです。下の歳出です。こちらも款、項、補正額の順に朗読いたします。9款教育費、4項認定こども園費ともに130万円。歳出合計230万円を追加し、76億1,230万円としたいものです。

3 ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1 総括歳入ですがこちらにつきましては先ほど説明しました第 1 表歳入歳出補正予算の歳入と同様ですので省略させていただきます。次に歳出です。こちら第 1 表と同様ですが、補正額の財源内訳については記載のとおりとさせていただきます。

4 ページをお願いします。2、歳入です。18 款 1 項 5 目ふるさと応援基金繰入金 130 万円を増額します。3、歳出です。9 款 4 項 2 目仁科認定こども園給食費、14 節工事請負費 130 万円。仁科認定こども園給食室の空調設備が劣化により内部から微細なごみが出るようになり、老朽化により修理ができない状況となっていました。給食室の環境衛生を保つためには早急な改修工事が必要であるため、専決での補正対応とさせていただきたいものです。

以上、雑駁ですが、承認第 3 号の説明とさせていただきます。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番、松田貴宏君。

○1 番（松田貴宏君） 10 日、11 日前に専決でこの予算なってるんですけども、工事の進捗状況はどうなってますでしょうか。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） はい。今設計を組んでおりまして早急に発注するというような準備を今整えているところでございます。

○議長（堤 豊君） 1 番、松田貴宏君。

○1 番（松田貴宏君） 給食の業務に関しては支障がないように、工事は終わる見込みですか。

○議長（堤 豊君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（朝倉通彰君） そうですね。なるべく早く業者のほうにも発注しまして工程等を管理しましてですね、支障のないように努めたいというふうに考えています。

○議長（堤 豊君） そのほか質疑ありませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

先に原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより本案を採決します。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて。

については原案のとおり承認することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第5、議案第32号、令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

議案の朗読は省略して、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（星野淨晋君） 議案第32号は、令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第2号）でございます。

詳細につきましては担当課長が説明申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） はい。議案第32号、令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第2号）についてご説明します。

今回の補正は歳入歳出予算総額にそれぞれ4億35万2,000円を追加し、それぞれの金額を80億1,265万2,000円としたいものです。

2ページをお願いします。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。款、項、補正額の順に朗読します。15款県支出金、3項県委託金ともに859万7,000円、18款繰入金、1項繰入金と

もに3億9,175万5,000円。歳入合計に4億35万2,000円を追加し、80億1,265万2,000円としたいものです。次に歳出です。こちらも款、項、補正額の順に朗読します。2款総務費、994万7,000円、1項総務管理費135万円、4項選挙費859万7,000円。6款商工費、1項商工費ともに3億円。7款土木費、1項土木管理費ともに9,040万5,000円、歳出合計に4億35万2,000円を追加し、80億1,265万2,000円としたいものです。

3ページをお願いします。歳入歳出補正予算事項別明細書、1総括歳入です。こちらにつきましては先ほど説明しました、第1表歳入歳出予算補正の歳入と同様ですので省略させていただきます。次に歳出です。こちらにつきましても、第1表と同様ですが補正額の財源内訳については記載のとおりでございます。

4ページをお願いします。2、歳入です。15款3項1目総務費県委託金859万7,000円。静岡県知事選挙に係る経費全額の県委託金として計上しております。18款1項1目財政調整基金繰入金135万円。財源不足調整分として計上しております。5目ふるさと応援基金繰入金3億円。施設支援分として計上しております。8目公共施設等総合管理基金繰入金9,040万5,000円。残土処分場に係る経費を計上しております。

5ページをお願いします。歳出です。2款1項3目会計管理費135万円、過日開催されました議会全員協議会で担当課長が説明いたしました。指定金融機関及び収納代理機関の窓口における公金収納事務に係る手数料となります。2款4項5目静岡県知事選挙費859万7,000円。5月9日告示、5月26日執行の静岡県知事選挙の経費となります。1節報酬は選挙管理委員や投票管理者立会人等の報酬、3節で職員の選挙事務にかかる手当、11節役務費で入場券等の郵便料、12節で選挙看板の設置撤去、計器類などの計算機での計器類の点検業務や入場券作成業務などの委託費を計上しております。

6ページをお願いします。6款1項3目観光費3億円。こちらでも過日開催された議会全員協議会で協議していただいた町内の施設支援に係る経費となっております。7款1項1目土木総務費9,040万5,000円、こちらでも過日開催された議会全員協議会で担当課長が説明をいたしました、月原残土処理場の整備に係る経費となります。14節工事費で進入路や排水路の改良工事、16節で残土処理場予定地の用地購入費、21節で残土処理場予定地内にある立木工作物の補償費を計上させていただいております。

以上、雑駁ですが、議案第32号の説明とさせていただきます。

○議長（堤 豊君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） 5ページ、5ページをお願いいたします。会計管理費、135万が計上されているわけですが、これは何件を予定しておりますか。

○議長（堤 豊君） 会計管理者。

○会計管理者（森 健君） はい。総数で、2万2,290件を想定しております。2万2,290件です。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） はい。それではですね、同じページなんですけども、静岡県知事選挙なんですけども投票率が下がっているということで、選挙がある度にですね、大沢里地区は称宜の畑公民館に送り迎えのバスを出すといういろいろな方法をやっておられるんですが、今回はそういうようなことはなされるのでしょうか。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） はい。前回の選挙と同様に、送迎のバスでの投票の呼びかけ等を行う予定であります。

○議長（堤 豊君） 9番、堤和夫君。

○9番（堤 和夫君） それは1日、どういうふうな関係ですか、1日、朝・昼・晩というような3回ぐらいを予定してるのか。それともう少し数多く投票率が上がるようにですね、便数を多くするのか、そういうようなことは検討なされておられますか。

○議長（堤 豊君） 総務課長。

○総務課長（村松圭吾君） まだ細かいところまでは詰めておりませんが、今までどおりですと1回ということになります。回数を増やすかどうかはまた今後少し検討させていただければと思っております。

○議長（堤 豊君） ほかに質疑ありませんか。

7番、山田厚司君。

○7番（山田厚司君） やはり同じちょっと5ページのところでちょっと、全協のときにいろいろと聞けばよかったんでしょうけども、窓口収納手数料の件なんですけども、これでいくとですね、指定金融機関の公金の手数料、今2万2,000件余りを予定してるっていう話だったんですけど、特にですねもうある程度決まった期間、期日で納める場合にはそれはそれでいいんでしょうけども、例えば法人なんかの場合ですね。法人、決算時期がいろいろ各法人

によって違ってる場合がありますよね、法人によっては。小さな法人でも何でもね、そこから法人税を納めるっていう場合にはですね、必ずしも決算が何月に決まってるってわけでもないそういう事情があると思うんですけども、どういうふうにアナウンスしていくのかなっていうのは考えていくべきだと思うんですけど、その辺はどういうふうに考えてますか。

○議長（堤 豊君） 会計管理者。

○会計管理者（森 健君） はい。こちらはですね、窓口収納手数料ということになりますので、各銀行の窓口へ直接納めに行った方達の件数が対象となるということになりますので、旧来どおりの納付で特に問題はないと考えております。

○議長（堤 豊君） 7 番、山田厚司君。

○7 番（山田厚司君） 法人税の納付の、こんな納付の用紙ありますよね。あれを指定金融機関に持ってた場合、指定金融機関の窓口を持ってた場合は手数料かかんないということですよ。よろしいですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） この窓口収納手数料は、今まで金融機関さんのほうが町のほうに請求していなかったものを令和6年度からいろいろ各市町さんにオーダーがありまして、うちは60.5 円でのんだということになります。ですのでお支払いをする一般住民の方にはご負担はありません。金融機関から町に請求が来る金額が今回 135 万増えるということになります。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

1 番、松田貴宏君。

○1 番（松田貴宏君） はい。6 ページ、商工費の観光施設緊急支援貸付金なんですけれども3 億円貸しましたら、返ってくるまでそのまま毎年通帳に振り込まれるだけっていうわけにいかないと思うんですよね。毎年毎年っていうか、随時経営の状況とかを判断していかなければいけないと思うんですけれども、町としてその3 億円貸してそれを適切に債券の管理できるとお考えでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 債券の管理につきましては、土地建物を抵当にとりますのでそれで適切に管理ができるというふうに思っております。また前回のときの貸付けのときと条件は同じでございます。据置き年数は若干ありますけれども、年利1 %の金利は頂きたいというふうに思っております。

○議長（堤 豊君） 1 番、松田貴宏君。

○1 番（松田貴宏君） はい。お金は貸しました、担保はとってますので経営状況とかは特に町のほうとしては把握しないけれども、万歳しちゃったときは担保をとればいいとそういうお考えでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） あくまでも民間企業さんでございますので、どこまで開示していただくか分かりませんが、経営状況についてはその都度、それを把握するものだというふうを考えております。

○議長（堤 豊君） 1 番、松田貴宏君。

○1 番（松田貴宏君） 相手が民間企業であっても、こちらからそれなりのお金を貸付けているのに、どこまで開示していただけるか分からないっていうのはなかなか、銀行が普通に貸付けてたらそれなりの開示を受けられるそれと相当、同じぐらいの開示は受けるべきであると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） そのつもりでございます。

○議長（堤 豊君） 6 番、高橋敬治君。

○6 番（高橋敬治君） 同じく 6 ページの今の観光施設緊急支援貸付金の 3 億円のところでございます。我々いろんな説明を受けてきました。そして 3 月末までに何とか資金提供しなければということで、議会にかかりそして貸付け 2,000 万円、それから株取得 1,000 万円、これを我々はかなり重要に受け止めて議決をいたしました。ところがそれが不調に終わって、今回もう 4 月末までに今度は 3 億円、というお金を必要なんだということで説明を受けてるわけですが、4 月末までにどこにどんなものを支払わなければいけないのか。こういう細かな説明は、実は僕は聞き逃してるかも分かりませんが、ちょっと不透明なんで、なぜ 4 月末が限度なんだ、4 月末限度の理由は何なんだというところが 1 点。もう一つはですね、今回 1 億 3,000 万これで S M B C 三井住友銀行の債券、これはもう消えると。つまりクリアになると。これ以外にですね、ほかの金融機関あるいは個人ですね、ここからの債務これはないのか、この 2 点伺います。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 現段階では、ほかからの債務はないというふうに私たちは把握をしております。前回のときと今回の時のおしりは私たちは同じ、最終的な会社の経営が通過するかないかのリミットは 4 月末でございますので状況は同じでございます。前回は会計年度が

ありましたので、3月末までに振り込みをさせていただいてということで話をしてきたかというふうに思います。今回と前回等の違いは、前は抵当物件は取れないということであくまでも出資が1,000万、融資が2,000万というお話で説明してきたかというふうに思います。今回は全て抵当1位で、西伊豆町が取得をいたしますので、ある意味出資したものの融資したものに対しての何かしらがあった場合の保全はできるんだらうというふうに考えております。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 1億3,000万によってね、これ全て他がないってことは、きれいになるってのは分かったんですけども、ただ4月末までにという理由は何でしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） はい。現時点で融資を予定している先が買掛がございますので当然それを支払わないと、社としては倒産をするという形になろうかというふうに思っております。

○議長（堤 豊君） 6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 具体的にその買掛ですね。これがどのくらいあるのかってのは、どこにどれだけあるのかっていうところをちょっと知りたいですね、例えば買掛が町内業者であるとか、町内業者に例えば1,000万2,000万あるよとかそういうことだとかですね、それであれば多少なりとも理解進むんですけども、具体的にどこにどういう買掛がそしたらあるんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） 明細のほうはですね、一応提示していただいております。町内町外ちょっとその振り分けのほうはこちらではしておりませんが、町内業者も仕入れに関するですね取引があるということが、その中にございますので町内業者も含め、明細のほうは一応頂いております。4月末までの支払い額というのが暫定ですけど、およそ5,000万程度でございます。以上です。

○議長（堤 豊君） そのほかいかがですか。

2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 借入金について改めて伺います。先日ですね企業の関係者の方から議員のほうに資料に基づいて説明がありました。その資料の中にですね、24期に弁護士のほうからですね、3億円融資することになっております、資料によりますと。これとその担保の関係とは、どのような把握してるんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） すいません。資料のですね、ちょっと質問のところをもう一度教えていただけますでしょうか。

○議長（堤 豊君） 2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 同じものがいつてるでしょうかね。4枚目です。4枚目、4枚目のですね、貸借対照表B Sそれから、えっとですね、1番欄外のところにですねD D Sっていうことで、これが弁護士から3億円ほどの記載があります。その上もですね、固定資産合計額ってかその上のところに借入金があります。これが株主からの借入金ということで、3億円ほど記載されております。そのことです。

○議長（堤 豊君） 産業振興課長。
暫時休憩します。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時13分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。
産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい、大変失礼いたしました。ここの部分につきましては、個人の分になりまして、この後ですね債権放棄をするということに、失礼しました。権利放棄をすることになっているということで、抵当権のほうはつきません。

○議長（堤 豊君） 2番、浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） 例えばですね、そういったお話は単純に話だけの世界なのか、それともそういった契約書等を結んで町としては、そういったものをその契約を担保に理解してるのかその辺はいかがですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） その辺の契約につきましては、うちの顧問弁護士が中に入っておりますので確実に西伊豆町が土地建物の第1抵当権をとるということで、そのほかはつかないということで承知をしております。それはもう弁護士同士でも話についておりまして、ただ、一遍にお支払いをするということについては、うちの顧問弁護士も心配をされておりますので、物事が進むたびに必要なものをあくまでも3億円は上限という形でお支払いするようにということで指示をされております。

○議長（堤 豊君） 2 番、浅賀元希君。

○2 番（浅賀元希君） それではもう 1 点お伺いします。これは決算書も頂きました。決算書の中にですね、23 年の 9 月期ですと固定資産売却損ということで 1 億 3,000 万ほど出ております。これに基づいて先ほどと同じ資料のところ、課長見ていただけますか。この上のところにですね、資産が減っているものは何かということで見ましたら上のはですね B S の真ん中よりちょっと下にですね、無形固定資産合計っていうところがあります。その上に借地権が 1 億 9,000 ほど、1 億 9,500 万円ほどついております。それが売却したものかなというのはちょっと推察なんですけれどもありますけれどもこの借地権というのはどんなものか。そして今後のですね、借地権を売却したことによって経営に対する影響はないのかということはどういうに捉えているか、お伺いいたします。

○議長（堤 豊君） はい。暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 16 分

再開 午前 10 時 18 分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

産業振興課長。

○産業振興課長（渡邊貴浩君） はい。大変失礼しました。こちら的是ですね、固定資産の売却損についてはこちらの法人のほうです。賃貸用のマンションがあったということです。これ直接ホテルとは関係ないですけど、所有しているということでその売却益です。それまでの債権整理のときに売却をして、それで今回銀行の方へと支払ってということになります。どこのとかはちょっと内容まで分かりませんが、そういうものになります。

○議長（堤 豊君） ほかにございませんか。

5 番、芹澤孝君。

○5 番（芹澤 孝君） 先ほど高橋議員の説明、質問で 3 億円払ったら借金借入れがちゃらになるのかって言ったら、町長はちゃらになるってことを答えたかと思いますが、けど 3 億円というのは 1 億 3,000 万円が根抵当権を外す分で、4 億 3,000 万円の S M B C がそれで放棄するわけですね、それを。そして負債総額としたら、10、その他の借入金、6 億 4,000 万あって根抵当権 4 億 3,000 万。10 億 7,000 万円以上あるわけですね。だから 1 億 3,000 万円で S M B C の根抵当権を外しても 6 億 4,000 万円ですか、7,000 万円は依然とし

て負債として残ってるわけですよ。うん。だから、3億円融資したところで借金はゼロにはならないわけですよ。残りの1億7,000万円は運転資金として使うということで説明がありましたからね。借金は、3億円融資したところで負債は全部ちゃらにはならないということですね。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 相手先さんの負債がちゃらってということは私は言ってないんだろうというふうに思います。あくまでも土地建物の抵当権については全て解除がされますので、その辺を含めて、仮に私たちが貸付けを行おうとしている社がどうにかなった場合には、土地建物は全て、西伊豆町が取得をできるという状況だということで申し上げているかというふうに思っております。最終的にはその社が返済できない場合には、当然その辺は全部、何ていうんですか、そういう処理をされる対象になろうかというふうには思いますけれども、町としては土地建物を物納という形で取得できますので、最終的にはこの融資によって、土地建物を購入したと同じ扱いになるんだろうというふうには考えております。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） いやだからホテル側にね、依然として3億円融資したところで、借金は6億。私たちに与えられた情報によればですね、6億7,000万か4,000万円残るわけですよ。SMB C根抵当権4億3,000万円が外れたとしても、それで町長が担保をとる担保をとるっていうけど担保をとったところで、その借金負債が残ってるわけですよ。ね。それで果たして健全な経営ができるのか、果たして非常に疑問なところですけどね。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） ちょっと芹澤議員の質問してることに私に理解ができないのか、芹澤議員がこちらの説明を理解していただけてないのかちょっと分かりませんが、当然SMB Cさんがお持ちになっていて抵当がはまっているものについては、うちが融資をすることによってその融資金額でお支払いをしますんで、SMB Cさんの担保というのは当然なくなります。借入れもなくなりますんで、そこは行っていいになります。ですから3あって3足すから6ではなくて、3足したら今まで借りてたところに3返しますんで、結局3が残ってる借りた場所が変わるだけということのほうを理解をしやすいんじゃないかというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 私たちもこの間、ホテルさんが来て説明された中でね、このQ&Aが

あるわけですよ。Q & Aの中にね、Qの7、Qの7にね、短期借入金1億円と長期借入金の額面6億4,000万円と書いてある。ね。そしてその下に根抵当権設定額及び設定に基づく借入れ残額4億7,000万円。そして根抵当権でない抵当権による設定借入れ残高が4億3,000万円となったわけです。そうするとこれ負債総額としたらね、彼に聞いたら10億7,000万あるというわけですよ。根抵当権4億3,000万円がちゃらになったとしても、6億4,000、6億7億近い金が残るわけですよ。うん。果たしてこれ、これだけ負債を抱え込んで、抱え込んでやっていくわけですから、果たして健全に再建できるのかということは非常に疑問に思うわけですよ。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） その説明をされたというQ & Aの紙は一応私の手元にもありますが、私は直接説明を受けていないので、この件にどのように彼が説明したかということは承知していないので、大変申し訳ないですけども、適切な答弁ができるかということはちょっと不安に思いますけれども、あくまでもこちらが3億円融資することによって、抵当権と根抵当権は全て解除されるというふうに聞いております。その先にこの社がどうなるかということについては、経営努力で長く営業していただければですね、うちとしては、当然、固定資産税も入ってくるわけでございますし、水道の使用料も年間約300万円以上のものが入っておりますので、それを受け続けることができるというメリットがございます。最終的には会社のものでございますので、長く営業されるのか、それともほかの社に譲渡されるのか分かりませんが、いずれにしてもこの3億円を町が融資することによって、土地建物については、うちが担保物件として第1抵当を取れますのでこれは回収することが可能だろうというふうに思いますので、堂ヶ島の景勝地を町が手に入れるということに関しては、メリットは多分にあるだろうというふうに考えております。

○議長（堤 豊君） 3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 2点伺いたいと思います。先ほど来、町長は手に入る手に入るっておっしゃってますけど、これ何らかの客観的なペーパーというか、そういうものあるんでしょうか。できればね前回の全協で弁護士さんにおいで頂いて説明を伺いたかったところでございますが、何か客観的なものはあるんでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） まだ契約は結ばれておりませんので紙というものは私たちの手元にはございません。ただ最終的にはこの融資を行うことによって、土地建物ですね、予約の町

が優先的に売買する権利を得るということと、抵当1位で登録をさせていただくということになりますので、仮にこの社がどうにかなってどこかに売却という話になったとしても、予約をしている西伊豆町が第1優先権をとりますので、それを交渉させていただくという形になろうかというふうに思っております。

○議長（堤 豊君） 3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君）でも今芹澤さんおっしゃってたように、負債合計9億、8億から9億あるんですよね。そこのところが、3億、3億って今回決めましても順番に、1度に3億出すわけではないと、今回取りあえず買掛金の滞り数千万円っていうところ、そこから始めていくような話でございましたけれど、これだけの固定負債を抱えて、負債合計、負債を抱えていると、にわかに何らこう保証がないところで、第1抵当がとれるというのはにわかに信じがたいですけど、そこは本当に私たちは信頼してよろしいのでしょうか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） そもそものお約束ごととしてとれないのであれば融資はしませんということで話を進めておりますので、それを疑われるのであれば、私たちはこの融資をしないということの結論は議員の思っていることと同じだろうというふうに思っております。ですから取れないのに融資をするということはありません。額面上、多額の借入れがあるということなんですが、あくまでも額面上ということをよくご理解の上、質問していただければというふうに思います。

○議長（堤 豊君） 3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 1企業に融資となりますと、私たち議員としてはとてもつらい。とてもつらいことです、手に入るということが前提であれば、どうして今回買取りということを考えなかったのか。そのほうが町民にとってもとても分かりやすいし、私も何度も申し上げてますが、あその土地は絶対、好意のない変なところには、とってほしくないところですよ、絶対私たち死守したいところでございます。だったらどうして今回買取りということを考えなかったのか、当初の提案では②というところであったと思うのですが、それを①に変えたところの理由を教えてください。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 当初、①②③ということで提案をさせていただいて、私も個人的には②がよからうというふうに思っていたんですが、顧問弁護士の先生といろいろお話をしてく上では、仮に土地を取得してしまった場合、これあくまでも仮の話になりますけれども、

駐車場の土地の上から落石があって何か事故が起こった場合は、土地の所有者は西伊豆町ということになりますので、その補償なども考えなければいけませんということのご指摘は受けました。ですから土地を取得して土地を守るということに関しては、確かに所有するある意味、買ってしまったほうが早いということは私も承知をしておりますけれども、逆にある社がそのまま経営を続けていただけるのであれば、そのリスクについてはそちらに持っていたほうが、町としては有益なのかなというふうに考えたところでございます。

○議長（堤 豊君） 質疑ありませんか。

3 番、仲田慶枝君。

○3 番（仲田慶枝君） すいません、最後に伺いたいんですけど、住民、町民のことを考えると買取りのほうが私は、西伊豆町の観光を考えていったときに、とても分かりやすい理解得られることだと思うのですが、今回ですから買取りにしなかった何か、時間的に間に合わないとか、そういうことがないのであれば私はそちらに少し考え変えていただく方向もあるかなと思っているのですが、その選択肢はもうないですか。

○議長（堤 豊君） 町長。

○町長（星野淨晋君） 最悪ですね、抵当とその予約権は町が取得をいたしますので、何かあったときには融資をしているものですね、ようやく買取りという形に最終的にはなっていくであろうというこれ あくまでも推測という、融資をしている状態で、融資金額が全部返ってくれば逆にそれはできなくなりますけれども、今の現時点ではそういう可能性もあるというふうに考えております。また融資をしておいたほうが、その社が長く営業していただいたほうが、正規パート合わせて約 30 名の方が今働かれているということでございますので、会社を長く存続することによって就労場所の確保ということが私たちはできます。西伊豆町では移住定住ですね、進めておりますけれども、やはり皆さん一言目におっしゃるのは、田舎は仕事場がありませんよねということをおっしゃいますので、逆にそういう状況において仕事場をなくすという判断は町としてはできません。また先ほど芹澤議員の質問にお答えしましたけども、年間 300 万以上の水道料金を町は頂いておりますので、これが社がですね、買い取ったことによって手が離れるのももうやめましたということになりますと、水道利用料は入ってきません。そうしますとこの前値上げしたばかりでございますが、また値上げをする時期が早まる可能性もあります。ですから、長期的な展望に立つと私たちは融資のほうがよろしいという判断をしたものでございます。

○議長（堤 豊君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

2 番、浅賀元希君。

◎動議の提出

○2 番（浅賀元希君） 議案第 32 号、令和 6 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 2 号）に対する、動議を提出いたします。

○議長（堤 豊君） 浅賀元希君から議案第 32 号、令和 6 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 2 号の）の修正動議が出されました。

この動議はほかの賛成者を必要としないので、動議は成立しました。

暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 33 分

再開 午前 10 時 40 分

○議長（堤 豊君） 休憩を解いて再開します。

本案に対しては、2 番、浅賀元希君からお手元に配付した修正動議が提出されています。

したがって、これを本案とあわせて議題とし提出者から趣旨説明を求めます。

2 番、浅賀元希君。

○2 番（浅賀元希君） 議案第 32 号、令和 6 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 2 号）に対する修正動議。

上記の動議を地方自治法第 115 条の 3 及び会議規則第 17 条第 2 項の規定により、別紙の修正案を添えて提出します。

修正内容、当局提案の補正予算の歳入、18 款 1 項 5 目ふるさと応援基金繰入金で計上されている 3 億円を 0 円に減額し、それに伴う歳出 6 款 1 項 3 目観光費で計上されている 3 億円を 0 円に減額するものです。

修正理由。当局の提案する観光施設緊急支援貸付金について、先日、議会全員協議会で財務諸表を含む様々な資料を提出していただき、現状と今後の方針についてコンサルタントの

方から説明を受けました。初めて提出された資料をもとに短時間での説明でしたので、到底全てを理解できるものではありませんでした。そのような状況で、3億円という多額の公金での融資判断は無謀だと思います。また金融の一般論として、金融機関では企業の格付を行い、格付の低い企業に対しては新規融資には踏み込みません。当該施設は5年度に多額の債務免除を受けており、今後も金融機関に対し債務免除の可能性があります。この状況は金融機関が非常に低く、融資対象企業とはならないばかりか、約束を破っているということです。残念ながら信用のおける企業とは到底言えません。行政がある意味信用を失い資金回収に疑問を呈する企業に対し、しかも多額の融資を行うことは適正ではないと思います。

以上のことから、今回補正予算に計上されております4億35万2,000円を1億35万2,000円と減額修正するものです。

よって、別紙のとおり修正案を提出します。議案第32号、令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第2号）に対する修正案。議案第32号、令和6年度西伊豆町一般会計補正予算（第2号）の一部を次のように修正する。

第1条第1項中、4億35万2,000円を1億35万2,000円に、80億1,265万2,000円を77億1,265万2,000円に改める。第1表歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。

歳入、18款繰入金、1項繰入金ともに、補正額9,175万5,000円、計16億3,739万円。
収入合計1億35万2,000円、計77億1,265万2,000円。

歳出6款商工費、1項商工費ともに、補正額0。計10億3,702万1,000円。歳出合計1億35万2,000円、計77億1,265万2,000円。

資料を後ろに添付してありますのでご覧ください。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（堤 豊君） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより修正案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番、高橋敬治君。

○6番（高橋敬治君） 今回修正案はですね、要は公金の出し方がまずいよというような趣旨だと思いますけども、今回の融資の大前提はですね、この宿泊施設を守るというよりもですね、むしろ観光の拠点である堂ヶ島の1番そのメインの場所であるその所在地を何とか西伊豆町として守りたいんだというのが趣旨だと思うんですけども、その点については修正案者はどういうふうに考えてますか。

○議長（堤 豊君） はい、どうぞ。

○2番（浅賀元希君） 私もですね、先ほど仲田議員も質問しておりましたけども、その土地を守ることは非常に大切だと思います。その方法として、やはりその買い取ってですね、やはりその買い取った上で、先ほど町長はですね、買い取ると企業が継続しないようなお話でしたけどもあそこの土地を貸して事業継続していただければ、土地は西伊豆町のものになった上で、事業も継続可能ではないかということで、今回は反対したのはそのやり方、やり方っていうか考え方ですね、融資に対しての反対であります。以上です。

○議長（堤 豊君） そのほか質疑ありませんか。

5番、芹澤孝君。

○5番（芹澤 孝君） 議員は長年にわたって商工会に勤務して、退職までおられたわけですが、こういう例っていうのはかなり散見して経験があると思いますけど、もう提案理由の中にね、無謀な融資だって書いてありますけど、無謀というのは個人的意見で、どういうことでしょうか。

○議長（堤 豊君） はい、どうぞ。

○2番（浅賀元希君） 無謀とはですね、我々議員が判断するのにこの間2時間ほどの説明を受けただけですよね、企業側から。やはりその融資をする立場としては、もうある意味企業を丸裸にしてですね精査をした上で、やはり判断は取りあえず第1段階としてはしなければいけないんじゃないかということで、あえて無謀という言葉を判断についてですね、無謀という言葉を使わせていただきました。

○議長（堤 豊君） そのほか質疑ありませんか。

3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） おっしゃることはすごくよく分かって、私もなるほどと思うのですが、これを今回この修正出して、そして融資しませんということになって、ひょっとしたら立ち行くその企業が立ち行かなくなる危険性がございます。そうなってしまうということは十分考えておいで、それも致し方ないと思っこの修正でしょうか。

○議長（堤 豊君） はい。どうぞ。

○2番（浅賀元希君） 私もその辺が懸念したもんですから今回の臨時議会に当たる前にですね、やはり先ほどの言ったその買取りっていうことを提案してきました。だけどそれは当局としてはのんで頂けなくて、今回の提案になったものですから、これについてはあくまでも融資っていうことは絶対自分としては認めることはできないということで、あえて動議を出

させていただきました。

○議長（堤 豊君） そのほか質疑ありませんか。

9 番、堤和夫君。

○9 番（堤 和夫君） 短期間にこういうような多額な融資をするということは、浅賀議員のおっしゃってることも分かるんですが、町だってそれは本来ならばやりたくないわけですよね。でもここまで来ちゃったからという思いがあるわけですよね。町は町として、町の顧問弁護士に聞いてやはり融資が1番いいんじゃないか、抵当権も発生して何かあったらその土地が町のものになる。こういうような顧問弁護士とのお話合いで2番から1番になったというようなことに関しては、浅賀議員はどのように考えておられるんでしょうか。

○議長（堤 豊君） はい、どうぞ。

○2 番（浅賀元希君） 先程もですねいろいろご質問の中にですね、やはり明確な回答もなかった部分があります。だから町としても、本当にこう精査しているのかどうなのかなってやっぱり自分自身は疑問もありますし、なおかつですね、町はそういったことでも踏み越えて今回提案してきましたけども、私個人としてはやはり町の考え方と違って融資はしてはいけないっていう考えに基づいて、今回動議を出させていただきました。

○議長（堤 豊君） そのほか質疑ありませんか。

7 番、山田厚司君。

○7 番（山田厚司君） これ見るとですね、何となく審議が不十分じゃないのかなっていうのがまず最初に訴えてるのかなというふうなところなんですけども、まずもって第一いろんなものがあると思うんですけど第一に何を重要視してやっていくのかなというふうなことを考えますと、私は全協でも説明にありましたけどもいろんなこういった事例が来ると、中国系のマネーがですねいろいろ職種を伸ばす、そういった全国の温泉地ってのはいっぱいあるというふうなこと、何としてもこの堂ヶ島の温泉地観光地っていうものは守っていかなきゃならないと。本当に津々浦々ですね有名な温泉街行くとですね、そういった中国系マネーが入ったところはですね好き放題やって、またそのまんまにして、温泉地がすごく荒れていく状況があると思うんですけども。たまたまですね、ここはまだそういうところになってないわけですよね。そういったことをですねやっぱり守っていくっていうのを第1に考えていく必要があると思うんですけども、それと先ほどいろんなものがあるけどもその専門的なところは顧問弁護士にいろいろ相談した上で、これがよかろうリスクが1番すくなくかろうというところでこういうものを選択したっていうふうに、言っておりますんで、その辺のところ

をどういうふうに考えるかっていうのは、もう一度聞きたいんですけど。

○議長（堤 豊君） はい、どうぞ。

○2番（浅賀元希君） その土地を守るっていうことは先ほども申しましたが、それは1番だと思います。その中でこれまで町長の説明の中で自分が1番気になってたことは、その担保をつけておけば、もし倒産したときには町の財産になりますんでそのときに今度は開発等かっておっしゃってありました。私はですね、同じ3億円を投資するするのであれば最初からその土地を取得して、それで会社の経営をですね、見ながら土地が例えば駐車場等ですね町が優先的に使うとか、それから温泉についても、トンボロのところに足を使うなど使うとか、そういった積極的なですね設備の活用を考えるべきだということであります。以上です。

○議長（堤 豊君） そのほか質疑ありませんか。

3番、仲田慶枝君。

○3番（仲田慶枝君） 先ほど私がお聞きした質問に何か明確に答えていただけないような気がいたします。融資はまかりならんということは十分理解できました。ここで今回これを、修正案が通って融資しないということになって、たちまちのうちに経営が立ち行かなくなることは十分想像できると思います。今月に数千万円もこげついているということで、そうなったときにたちまちのうちに人手渡るという可能性も危険性もあります。それはもう承知の上で、それはもうそれはオーケーの上で融資はまかりならんということですか。

○議長（堤 豊君） 浅賀元希君。

○2番（浅賀元希君） それも覚悟の上って言えば覚悟の上ですね、3億円をかたやホテルを考えればそうかもしれません。ただやはり町民の大事なお金であります。これをやはりいかに有効活用するかっていうことを考えた上では、私はその融資っていうことに対しては踏み込む決断ができなかったということであります。

○議長（堤 豊君） そのほか質疑ありませんか。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

これで質疑を終わります。

2番、浅賀元希君席にお戻りください。

これより討論を行います。

○議長（堤 豊君） 先に原案に賛成者の発言を許します。

原案に賛成者の発言を許します。

9 番、堤和夫君。

○9 番（堤 和夫君） 賛成討論でいい。

○議長（堤 豊君） はい。

○9 番（堤 和夫君） それでは原案に対する賛成討論を行います。町長も若いですけど、この堂ヶ島温泉ホテルこれは私の祖父が西南海岸を国立公園にしたときに最初に呼んだホテルでございます。トンボロのある景色を宿泊のところから見れるという 1 番ロケーションの良いところホテルを誘致しました。これによって西伊豆町の観光立町は線路が引かれたと思います。この間 70 年ぐらいにはなるとは思います、正確に計算はしてませんが西伊豆町にとって非常に有利な観光そういうものを全国に発信し、また営業することでたくさんの税金を、西伊豆町に納めてきてると思います。ですのでここで堂ヶ島温泉ホテルを切るのではなく、融資をして、そしてもう一度再考してもらって町の P R もそうですし、従業員の確保、固定資産税の確保並ならぬいろいろなことがございますが、私はここの 3 億円を融資して立ち直っていただきたいと思っておりますので原案に賛成いたします。

○議長（堤 豊君） 次に、原案及び修正案に対する反対者の発言を許します。

原案及び修正案に対する反対者の発言を許します。

いかがですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

3 番、仲田慶枝君。

○3 番（仲田慶枝君） 私は原案に賛成の立場で討論いたします。やはり私もかねてからずっと申し上げているとおり、あそこは西伊豆町の観光産業の拠点として、絶対失ってはならないところ、最近皆さんもお気づきだと思いますけど、欧米人が増えています。欧米人がとてもあちらに向かって歩いています。ですからそこを活用して、私もかねてから申し上げているのは堂ヶ島全体のあそこの観光エリアとしてにぎわい創出魅力ある堂ヶ島エリアをつくっていきましょうよということ私はずっと申し上げていますが、その拠点としてあそこは絶対失ってはならない。融資というのは、大賛成ということにはもちろんなっていないのは事実でございますが、ほかに手がないのであればですね。可能な方法をとってあそこは死守していただきたい、そして町が活用していきたいというふうに考えておりますので、私は今回間に合わないのであれば、原案に賛成いたします。

○議長（堤 豊君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

5 番、芹澤孝君。

○5 番（芹澤 孝君） 私は、修正案に賛成の立場で討論いたします。観光施設緊急支援貸付 3 億円は、全くの西伊豆町の身銭であり言い換えれば住民の財産です。その運営を任されているとはいえ戻ってくるか分からないところに融資するのは、住民に対する背信行為ではないか。ではその融資を正当化する理由は何なのか。町長は堂ヶ島保全のため、建物の当該建物が外国資本に渡らないためだとするが、内閣府の外国からの直接投資の地域活性化の報告では、国民の価値観やレジャー志向の多様化に追いつけず、客足が遠のいて経営困難に陥る。老舗温泉旅館を我が国、企業と共同して再生するため、外資が資金やノウハウを提供するケースも増えており、地域の活性化に貢献しているとの一文があります。また、インバウンドを積極的に呼び込み、ホテル従業員も外国人を積極的に雇用することなどとあわせて、現在観光産業の国際化は既に進んでおり、その流れをとめるべきではないしとめることはできません。頑迷に外国資本を駄目だとするのは、地域の活性化を考えず、ただ単に既得権を持つ勢力の安定調和を保つためのためなのか。また事業を行うにトップとして最も排除されなければならない個人的な感情のためしか思えない。ホテルの Q & A では、融資できない理由を開示されないまま、主要金融機関、その他金融機関から融資を断られたとのことだが、中長期的に健全経営を行うためには、さらに町の融資のほかに、金融機関から設備投資資金などの融資を受けるか、資本力のある企業にホテル事業を検討をしてもらう必要があるとしているが、このことは事業を継続するためには、今回の町の融資だけは不十分であり、今後も金融機関が融資をしなければ、再度町に融資を申し込んでくることは十分考えられる。今回、経営診断のプロである民間金融機関が、1,000 万円単位の融資をしないのは、不良債権となる可能性が非常に高いからではないのか。住民の財産である税金を不良債権となる可能性の高い緊急支援貸付金 3 億円事業に融資することは反対します。以上。

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案及び修正案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

6 番、高橋敬治君。

○6 番（高橋敬治君） 私は議案第 32 号、令和 6 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 2 号）に対する修正案、これに賛成の立場で討論いたします。西伊豆町の主要産業である観光、その中心にある堂ヶ島この中でも最も重要な位置に存在する当ホテル及びこの所在地周辺、これを何らかの形で支援保護あるいは確保することは基本的に賛成の立場であります。しかしながら、今回の融資については余りにも性急であり、幾つかの不透明感も私の中では完全にそれを払拭できる状況にはありません。1 企業に対する多額の融資、こういう言葉は町民の理解が得にくいと考えます。何人かの方にも相談しました。誰にも理解を頂けませんでした。私は、何を最優先するか。ということであれば何があってもなくても、場所、所在地、これを支援確保するというのが最優先であるというふうに思います。今回の貸付金 3 億円についてはですね、反対いたします。したがって、この 3 億円をゼロにする修正案に賛成いたします。以上です。

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案及び修正案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

1 番、松田貴宏君。

○1 番（松田貴宏君） まず、顧問弁護士が 1 番良いといった案ということですが、あくまでもこの資料手元がない。皆様のところ全協のときに提示されました資料のうちの 3 案のうちということです。その限定をしなかった場合、1 番の案がそれでもよいと言ったのでしょうか。これは町の提案のミスリードではないでしょうか。次に、もしかしたら堂ヶ島の土地が、好ましくない人物の手に渡る恐れがあったとしても町が町内の経済市場に安易に介入し乱すことは長期的に見れば、町内経済を弱らせるものになります。30 人の雇用ということがあるかもしれませんが、あまり生産性のないところにいるよりも人手不足の今、適切に退場すべき企業が退場し、雇用を抱えるべきでない企業はその労働者を手放し適切ところに労働者は行ってお金も適切ところに行ってよって生産力を高めることが必要だと思います。よっ

て、原案に反対し、修正案に賛成します。

○議長（堤 豊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案及び修正案に対するは反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、原案の賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 次に、修正案に賛成の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 32 号令和 6 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 2 号）についてを採決します。

まず、本案に対する 2 番、浅賀元希君から提出された修正案を採決します。

この修正案のとおり決定することに賛成者の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

はい。採決の結果、賛成者、賛成反対が同数です。

したがって、地方自治法第 116 条第 1 項の規定によって、議長が本案に対して裁決します。

修正案は議長については、否決と裁決します。

よって、修正案については否決されました。

次に、原案について採決します。

令和、第 2、失礼しました。

議案第 2 号、令和 6 年度西伊豆町一般会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手 4 名。

よって、採決の結果、賛成反対が同数です。

したがって地方自治法 116 条の第 1 項の規定によって、議長が本案に対して裁決します。

原案は、議長については、議長は、可決と、裁決します。

よって原案については可決されました。

◎発議第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（堤 豊君） 日程第、失礼しました。

これより、西伊豆町町議会委員会条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。
前後してすみません。

日程第６号、発議第２号でございます。

お諮りします。

発議第２号は、会議規則第３９条第２項の規定により、提案理由の説明及び意見書の朗読を省略したいと思い、省略したいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

異議なしと認めます。

したがって、発議第２号は、提案理由の説明の朗読を省略することに決定しました。

なお、本案は全員が賛成者でありますので、討論、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これで異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（堤 豊君） 異議なしと認めます。

したがって発議第２号は、質疑、討論を省略し採決します。

これより、本案を採決します。

発議第２号西伊豆町議会委員会条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（堤 豊君） 挙手全員です。

よって、発議第２号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（堤 豊君） 以上をもって、臨時議会は付議された案件の質疑は全て終了しました。

これにて、令和6年第2回西伊豆町議会臨時会を閉会とします。
皆さんご苦労さまでした。

閉会 午前11時12分